



2015年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

役員責任調査委員会に係る一部報道について

2015年10月25日付の日本経済新聞朝刊において、役員責任調査委員会が出す報告を受けて、田中久雄前社長、西田厚聰元社長、佐々木則夫元社長ら旧役員を中心に損害賠償請求訴訟を提起することについて報道がありましたが、当社から発表したものではありません。当社は、役員責任調査委員会から調査報告書を受領しておらず、現段階において当社として開示すべき事実はありません。

2015年9月17日付「役員責任調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、9月9日付けで一部株主様から会社法第847条第1項に基づく役員の実任を追及する訴えの提起請求（以下「提訴請求」といいます。）を受領したことをも踏まえ、2008年度から2014年度第3四半期までの間に取締役又は執行役であった者（以下「対象役員」といいます。）と利害関係を有しない中立・公正な外部の法律家からなる役員責任調査委員会を設置いたしました。現在、当社の不適切会計問題に関し、対象役員において、その職務執行に関し任務懈怠責任があったか否か、及び当社として対象役員を提訴すべきか否かにつき、当社として適切かつ公正に判断することを目的として、役員責任調査委員会において鋭意調査を行っていただいております。

役員責任調査委員会の調査結果につきましては、当社が責任調査委員会から調査報告書を受領次第、直ちに公表いたします。当社は、役員責任調査委員会からの報告、提言に基づき、対象役員の任務懈怠行為により、対象役員が会社法第423条に基づく損害を賠償する責任を負うかどうかを検討のうえ、損害賠償請求に係る訴え（責任追及等の訴え）を提起すべきかどうかを判断し、訴えを提起すべきと判断した場合には、当該役員に対し、同訴えを提起いたします。

提訴請求受領日である9月9日から60日（注）に当たる11月8日までに対象役員全員について役員責任調査委員会の結論が出ない場合には、それまでに結論が出された対象役

員について上記検討を行い、訴えを提起するべきと判断した場合には、当該役員に対し、同訴えを提起する予定です。

(注) 会社法の規定では、提訴請求の日から 60 日以内に訴えを提起しないときは、当社は、請求をした株主様の請求に応じて、不提訴理由を通知しなければならず、請求をした株主様は株主代表訴訟を提起できることとされております。

当社は、株主、投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様の信頼を裏切り、市場を混乱に陥れる事態を招いたことを深く反省するとともに、当社株式が特設注意市場銘柄に指定されたことを真摯に受け止め、新経営体制の下、内部管理体制等の強化に努め、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて全社一丸となり、全力を尽くしてまいり所存でございますので、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配をお掛けしますことを心からお詫び申し上げます。

以 上